

所得税の還付申告相談会を行います

問合せ／三島税務署(987・6711)
函南町税務課(979・8109)

年金・給与所得がある人を対象に、三島税務署による還付申告の相談会を左の表のとおり開催します。確定申告期間中(2月16日～3月15日)は大変混雑が予想されます。申告に必要な書類がそろっている人は還付申告相談会へお越しください。

また、住宅ローンなどを利用して住宅を取得し、住宅借入金等特別控除を受ける人は、住宅借入金等特別控除説明会をぜひご利用ください。

※新型コロナウイルス感染症対策として、入場の際は検温やマスク着用、手指消毒、少人数での来場にご協力ください。

所得税の還付申告相談会

日程	場所	時間
1月29日(金)	函南町役場 2階大会議室	9:30～11:30
2月1日(月)		13:00～16:00
2月2日(火)		

確定申告期間中は、会場の混雑が予想されます。還付申告などはこの相談会で申告受け付けができます。ぜひご利用ください。

住宅借入金等特別控除説明会

日程	場所	時間
2月10日(水)	三島商工会議所 1階TMOホール	9:00～17:00
2月12日(金)		
2月15日(月)		

三島税務署による住宅借入金等特別控除の説明会です。

○入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は当日16時まで配付しますが、オンラインで事前に入手する仕組みも導入予定です。

○駐車場は有料です。なるべく公共交通機関をご利用ください。

対象

○給与所得者で住宅借入金等特別控除、医療費控除、寄附金控除、雑損控除などを受ける人

○給与所得者で年の途中で退職した人(年末調整が済んでいない人)

○年金と給与収入、または源泉徴収税額のある年金収入のみの人など

申告に必要なもの

■全員必要なもの

- ①令和2年分の給与所得や公的年金の源泉徴収票(配偶者(特別)控除・扶養控除を受ける場合は、配偶者または扶養親族の所得金額がわかるもの)
- ②還付用の金融機関口座(本人名義)がわかるもの
- ③印鑑④筆記用具・計算機⑤マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード・通知カードなど)
- ⑥本人確認書類(運転免許証など)

■医療費控除を受ける人

- ①「医療費控除の明細書」(添付)、②医療費通知(原本)「医療費通知に関する事項」に記入したもの(添付)、③おむつ使用証明書など各種証明書(添付または提示)

■住宅借入金等特別控除を受ける人

- ①家屋の登記事項証明書②取得価額がわかる書類(売買契約書のコピーなど)③住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書④住宅ローンなどに敷地も含まれる場合は取得価額・年月日がわかる書類(敷地の登記事項証明書、契約書のコピーなど)⑤補助金などを取っている場合は、その金額がわかるもの

■セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける人

- ①「セルフメディケーション税制の明細書」(添付)、②適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類(添付または提示)

■社会保険料控除を受ける人

国民年金、健康保険などの支払額がわかるもの(国民年金の場合は日本年金機構から送付される控除証明書)

■生命保険料控除・地震保険料控除を受ける人

保険会社などが発行する控除証明書

■障害者控除を受ける人

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、市町村長が発行する障害者控除対象者認定書など(本人・扶養家族分)

お知らせ

収集日程をご確認ください



年末年始のごみ収集日の日程

問合せ/環境衛生課(979-8112) ごみ焼却場(974-0223)

令和2年度クリーン函南(ごみカレンダー)をよく確認し、ごみの出し間違いがないようにしましょう。大量のごみや粗大ごみは、分別して焼却場へ直接持ち込んでください。

○年末年始・ごみ収集日

12月	28日(月)	燃やせるごみ(月・木地区)収集最終日
	29日(火)	燃やせるごみ(火・金地区)収集最終日
	30日(水)～3日(日)	※ごみの収集はありません。 ※この期間は、ごみ置き場へごみを出さないでください。
1月	4日(月)	燃やせるごみ(月・木地区)収集開始日
	5日(火)	燃やせるごみ(火・金地区)収集開始日

※1月は空き缶や電球・蛍光灯などの収集はありません。その他の燃やせないごみ・資源ごみの収集日程は「令和2年度クリーン函南」でご確認ください。

○焼却場への持ち込み可能日

年末年始は大変混雑します。新型コロナウイルス等感染症対策のため、「処分を急がないごみ」は時期をずらしての持ち込みをお願いします。また、「ごみ置場に出せるごみ」は、出来るだけごみ置場に出してください。

12月	27日(日)	9時～15時(12時～13時を除く)家庭ごみのみ
	28日(月)	8時30分～16時30分(12時～13時を除く)
	29日(火)	9時～15時(12時～13時を除く)家庭ごみのみ
1月	30日(水)～3日(日)	※持ち込み受け付けはありません。
	4日(月)	以後通常どおり

※年内最終の持ち込みは、12月29日(火)となります。

○持ち込みの際、住所・名前を確認します。住所・名前がわかるもの(運転免許証など)をご持参ください。

○持ち込まれたごみは場内で分別して下ろしていただきます。スムーズに下ろせるよう、車に積む際に分別するようご協力ください。

お知らせ

まずは身近な医療機関に

インフルエンザか新型コロナウイルス感染症の症状で迷った場合は

問合せ/健康づくり課(978-7100)

インフルエンザと新型コロナウイルス感染症は特徴的な症状がない場合、臨床的に鑑別することが難しいです。このため、発熱などの症状が生じた場合に医療機関をいきなり受診すると、医療従事者や他の患者に感染が広まってしまう恐れがあります。

まずは、かかりつけ医などの地域で身近な医療機関に電話してから受診をお願いします。かかりつけ医がない人は、発熱等受診相談センター(050-5371-0561)にご連絡いただければ、地域の受診可能な医療機関を案内します。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止には、一人一人の心掛けが大切です。引き続き、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いといった基本的な感染予防対策に努めていただきますようお願いいたします。

お知らせ

書類をご確認ください

令和3年度小学校・中学校の新入学について

問合せ/学校教育課(979-8121)

令和3年4月に小・中学校に入学予定の子どもの保護者に1月中に教育委員会から入学通知書を送付します。

※入学通知書は、入学式当日に学校へ提出します。大切に保管してください。

○対象

- 新小学1年生…(平成26年4月2日生まれ～平成27年4月1日生まれ)
- 新中学1年生…(平成20年4月2日生まれ～平成21年4月1日生まれ)

○その他

該当年齢なのに入学通知書が届かない、入学通知書の記載事項に変更(名前・住所・転出など)または、誤りがある場合はご連絡ください。